

令和7年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和7年3月24日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年3月24日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和7年3月24日 15時06分			議長	西 昭 夫	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職 氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税住民 課 長	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の職 氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	東浦 翼	○	
会議録署名議員	6 番	山 本 翔 太	7 番	向 出 健			
議事日程	別紙のとおり						
会議に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年第1回笠置町議会会議録

令和7年3月12日～令和7年3月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

令和7年3月24日 午前9時30分開議

- 第1 議案第24号 令和7年度笠置町一般会計予算の件
- 第2 議案第25号 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第3 議案第26号 令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第4 議案第27号 令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第5 議案第28号 令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件
- 第6 発委第1号 笠置町議会委員会条例一部改正の件
- 第7 発委第2号 笠置町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正の件
- 第8 発委第3号 議会活性化特別委員会設置に関する決議
- 第9 一般質問

開　会　　午前9時30分

議長（西 昭夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、予算案につきましては、本日は討論、採決を行います。

これより全員協議会を開催します。

暫時休憩します。

休　憩　　午前 9時31分

再　開　　午前11時30分

議長（西 昭夫君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど全協をいたしましたことについて説明します。

令和7年度笠置町一般会計予算について、説明に不足があると判断しましたので、全員協議会にて執行部からの説明を受けました。以上です。

議長（西 昭夫君）　日程第1、議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

先日の由本議員の質疑に対する答弁を求めます。

建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼いたします。

定例会2日目の由本議員の5款農林水産業費の御質問について、お答えさせていただきます。

森林所有者が町へ経営管理委託を行った場合につきましての費用発生の件につきましては、費用は発生いたしません。

次に、経営管理が町へとなった場合についてですが、土地所有者さんが自ら森林を適正に管理できない場合は、土地の所有権はそのままで森林管理の権利を町に設定し、町は公告日から10年以内に1回以上間伐、枝打ちを実施しなければならないということでございます。公告日から10年以内に間伐等実施後に下草が生えましたら、下草処理も実施いたします。経営管理を委託され10年間の間伐等を実施し、10年を経過すると森林管理の権利を所有者さんへお返しするということでございます。

回答に時間を要しまして、誠に申し訳ございません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 本案につきまして、山本勝喜議員からお手元に配付した修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び笠置町議会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。

新会社の設立に関して、キャンプ場の収益を投資に使うとしていますが、その内容は主には営利事業であり、確実に利益が確保されるか心配があります。

現在、キャンプ場は利益が確定している状況の中で、確実に町に還元されるようにして、住民の福祉向上の施策を実施することを求める。

議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算に対する修正動議。

議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「18億134万円」分を「17億9, 884万円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

19款繰入金、1項基金繰入金3億928万3, 000円から250万円を引いて減額して、3億678万3, 000円にする。

歳入合計18億134万円から17億9, 884万円にする。

歳出、2款総務費、1項総務管理費5億695万5, 000円から5億445万5, 000円にする。

歳出合計18億134万円から17億9, 884万円にする。以上です。

議長（西 昭夫君） これから修正案に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

修正案の提出者にお伺いしたいと思います。

新会社の設立についてですけれども、新会社の方ではキャンプ場の運営や町のにぎわいづくり、町内の事業所の稼ぐ町の実現に向けた実施を予定されている事業について説明いただいたんですけども、新会社がもし設立されなければ、これらの事業はどのようになると思われますか。そして、どのようにすればよいというお考えがありますでしょうか。

あと、併せて、町長の方にも答弁をお願いしたいことがあるんですけれども、先ほど全員協議会で説明を受けましたが、もう一度この場で説明をお願いしたいことがあります。

新会社の設立が認められなかった場合、町にはどのような影響があると考えられているのか、また、選択肢の一つとして、町がキャンプ場を直営で管理・運営することはできないのかをもう一度お伺いしたいのでお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 山本です。

西朋子議員の質問についてお答えします。

先ほど全員協議会でいろいろ説明がありましたが、一応提案理由のとおり、全員協議会の中で、キャンプ場は多分利益が上がっている事業だと思います。その中でやはり、先に投資するのではなく、町に、住民の方に、利益の例えれば半分とかを還元して、その中で投資をすればいいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 新会社が設立されなかった場合、どうなるかについては答えていないと思いますけれども。5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 申し訳ないです。まだ、そこまでちょっと考えは至ってはおりませんでした。

議長（西 昭夫君） 町長に説明を求めます。

町長（山本篤志君） ただいまの西朋子議員からの新会社の設立が認められなかった場合、町にはどのような影響があるかということと、町が直営でキャンプ場を管理できるか、対応できるかのこの点について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、新会社の設立が認められなかった場合の影響についての御質問でございますが、これに先立ちまして、新会社の役割ということについては、昨年6月、私の町政運営の所信の段階から新しい町の活性化、にぎわいづくりの創出に掲げておりまして、笠置全体がにぎわう、潤うにはどうしたらよいのか。町の事業者をはじめ様々な関係者が相互に連携することによって、事業者の魅力、笠置の魅力を高めていく。まず、情報発信を一元的に行うことでの笠置を全国的に発信しますと、その時点ではまちづくり会社を活用すると示しておりました。

昨年12月議会の方では、町政運営の所信の中間報告として、地域活性化起業人、観光振興プロデューサーを中心に、町内の事業所からの意見聴取、企業等へのPR活動、観光振興のプランニング等の活動の中で、9月に実施いたしました稼ぐ町笠置をテーマにしたワクショップで出されたアイデアを実現するものとして、本年4月からの活動、作業内容、活動

資金調達の調整等を行うものとして、この活動の母体となる組織として、まちづくり会社または新会社の立ち上げを想定した作業を行うとして、新会社設立を報告してまいりました。

そして、本年3月定例会に当たり、令和7年度における行政運営の方針を示す施政方針、新しい町の活性化、にぎわいづくりの創出についてのこの1年間の議論、検討の結果、キャンプ場の運営の引継ぎと各種イベントの検討・実施と、従来、町で担ってきた移住定住事業、また、シルバー人材センターの代わりとしての雇用、就労の確保となる人材派遣も含めた新会社の設立をお示ししてまいりました。

本日に至るまでの間、所信表明、中間報告、そして施政方針に至る間まで、質疑を受ける場面がございましたが、これまで新会社に関する否定的な意見や質問を頂戴することはございませんでしたので、現在の状況に大変困惑しております。

従来からの御説明のとおり、新しい町の活性化、にぎわいづくりの創出が、現在の笠置町において真っ先に取り組まなければいけないことだと考え、これまで着実に進めてまいりましたが、新会社が設立されないことにより、町の活性化とにぎわいづくりが一気にストップし、町中で不安と混乱が生じるものと考えます。

まず、キャンプ場の運営でございますが、現在、観光協会様による運営は本年3月30日までとされており、新会社の設立の関係から6月30日まで延長を合意いただいているところでございますが、早ければ3月31日をもって運営が停止するものと考えられます。現時点では引き継ぐ会社がなく、キャンプ場を閉鎖することになるかと考えます。当然、これまで雇用されてきた方の雇用継続ができなくなり、突然の失業に追い込まれることになると考えます。それと、最悪の場合、キャンプ場の廃業も検討しなくてはならないかというふうにも想定しております。

笠置町の笠置町キャンプ場には年間8万5,000人近くの来訪者があり、単純計算で4,000万円の収入がありました、1か月当たりに換算いたしますと、月7,000人の方が笠置町に来ていただけなくなり、月300万円を超える収入もなくなる計算になります。

笠置町に人が来なくなった場合、現在、町で事業をされている皆様にとりましては、大きなダメージであると考えています。キャンプ場の閉鎖が長引いたり完全閉鎖となれば、この事業者さんは廃業または撤退されることも考えられます。

また、いこいの館の再開につきましても、従来以上に笠置への来訪者を増すことが前提に進められておりますので、キャンプ場の見通しが立たない以上、再開に向けた取組を進める

ことはできなくなります。

当然、町のにぎわいづくりが不透明となる以上、企業版ふるさと納税の獲得もできなくなるとともに、国庫補助にも応募できなくなることから、いこいの館につきましては、再開よりも完全廃業を選択せざるを得なくなります。

また、来訪者が減ることによってＪＲの利用者も減少することとなり、従来から要望してまいりました跨線橋の解消や利便性の向上の実現も、こちらも非常に困難なものとなると考えます。あわせまして、笠置を何とかしたいと共感いただいている多くの企業、個人の皆様からの応援もいただけなくなります。

笠置の持つ観光のポテンシャルを一気に失うことで、移住定住事業も現実的には難しくなります。少子高齢化、人口減少が著しく拡大することにもつながると考えられます。

さらに、町の収入も低下いたします。現在の行政運営を維持することも困難となることから、歳入に応じた歳出を考えなければならず、これまで住民の皆さんに行っていた行政サービスを維持することも難しく、もちろん投資対象にもならず、人口減少が進む町に、公共事業も削減が進むことが予想されます。

そして、何よりも職員の流出が心配でございます。新規採用も難しい現在、混乱を繰り返す町政に対して、どれだけの職員がついてくれるのか。行き着くところ、笠置の住民の皆様の生活を守ることすらできなくなります。歴史ある笠置町がなくなってしまうことも考えなければなりません。これらは決して脅しではなく、負のスパイラルに陥ることにより考えられることでございます。

新会社の設立に関しましては、単にキャンプ場の運営だけでなく、笠置町の将来を見据えての第一歩を踏み出すための大きな事業でございます。私は希望の町、笠置町を宣言いたしました。笠置町としての新たな100年に向けて、誰もが希望が持て、新しくチャレンジできる町として将来に引き継ぐ。これが今を生きる人たちの使命であり、責務であると考えております。

町が直営でキャンプ場を運営できるのかについての御質問でございますが、さきにも述べましたとおり、新会社ではキャンプ場の運営だけではなく、各種イベントの実施、移住定住事業、シルバー人材センターと同様の人材派遣業など多くの業務を担うこととなります。そうした事業を町が直接運営することとなると、現在、在職している職員だけでは困難になります。仮に、キャンプ場だけを町が運営することになると、町の職員として任命し、町が給与を支給し、事業費も町が予算計上することとなります。

就任以来、直営も含め多くの選択肢の中から検討を重ねた結果が、町が100%出資した、収益を上げることができる株式会社という形態が一番適していると判断したところでございます。

最後になりますが、物事にはタイミングというものがございます。この段階での反対が適切であるのか。ご議論いただける時間はあったかと考えております。議会の皆様におかれましては、二元代表制の一翼を担う存在として、町の執行部と対等の関係でございます。そして、対等の責任を有しておられることを申し添えまして、私の答弁を終わらせていただきまます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長に言います。

説明を求められた趣旨に沿って答弁してください。それ以外の答弁は控えてください。

ほかに質疑は。2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

修正案の提出者にお伺いしたいと思います。

今おっしゃられた町長の答弁を受けまして、新会社が設立されなかつた場合、いこいの館の再開も難しく廃業も考えられる。それはキャンプ場の見通しが立たないと取組が進まなくなるのでということでした。

あと、JRの利用者が減って、今まで議員の皆さんが必要してこられた跨線橋の利便性に向けた実現も困難になるのではないかとも言わっていたんですけども、これらのことを見られて、新会社設立についてはどのように考えられておられるのかということをお伺いしたいです。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 山本です。

自分はキャンプ場に関しては、閉鎖だとかそういう判定は全くしていません。だから、キャンプ場は観光協会さんが3月30日で切れる。この前の答弁では、6月30日までは延ばしてもらえると、その間に公募などをすればいいと考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

もう一回、さっきの質問をしてください。西朋子議員。

2番（西 朋子君） 西朋子です。

もう一度、質問させていただきます。

キャンプ場の見通しが立たないと取組が進まないということで、その取組というののはいこ

いの館の再開や廃業も考えなければいけないということですね。そして、JRの利用者が減って、今まで議員の皆さんが必要してこられた跨線橋の利便性に向けた実現も困難になるとということです。これらのことは、どのようにお考えかということの答えを聞きたかったということです。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 山本です。

いこいの館の再開については、逆に質問とかさせてもらってもいいですか。駄目ですか。

今、町長の答弁の中で、キャンプ場の利益でいこいの館を再生するという考え方でよろしいんでしょうか。

議長（西 昭夫君） いえ、質問はできません。

5番（山本勝喜君） 分かりました。

議長（西 昭夫君） 西朋子議員の質問は、町長の説明を受けてどう思いますかなので、その町長の説明の中に、この新会社が認められなかった場合、ほかの事業にも影響が出てきますということやったので、それについてどう思いますかという趣旨でよかったですのかな。なので、ほかの、例えば、いこいも出たし、JRの跨線橋……

5番（山本勝喜君） 例えば、今、町長が言わされたように、令和6年の8万何千人か来場があって、売上げが少なく見積もっても4,000万円ある。その中でし尿代やごみの処理代や差し引いた部分がありますよね。その分をまた新しい会社を公募されたとして、その会社といろいろ契約内容を考えて、自分は回せたらいいんじゃないかとは思っております。答弁になっていますか。

議長（西 昭夫君） さっきの全協で説明があったとおり、その公募なりをするとしたら、半年、1年以上かかるというのはそれでも構わないということですね。

5番（山本勝喜君） そうなりますね。

議長（西 昭夫君） その間は、町長からさっき説明があったようにキャンプ場を閉めるということもやむなしということで……

5番（山本勝喜君） そこまでは言っていないですけれどね。

議長（西 昭夫君） だから、それについてどう思いますかという質問やったと思うんですが。

5番（山本勝喜君） ちょっと待ってください。

議長（西 昭夫君） 休憩しますか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番、山本勝喜議員の西朋子議員の質問に対する答弁から始めます。5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 西朋子議員にお答えします。

町のにぎわいづくりのことに対してなんですが、まず、全てキャンプ場ありきの話と自分は思っていますので、何回も言うとおり、キャンプ場に対して反対は一切していないんです。ただ、それが町長の答弁にあったとおり、6月30日まで取りあえずは観光協会さんの方でしてもらえると。その間に、もし本当に緊急性があるのであれば、随意契約などをちょっと考えていただいて対応していただければといいと思っております。

議長（西 昭夫君） 町長の説明を許します。

町長（山本篤志君） ただいまの山本勝喜議員からの答弁といいますか、お話をございますけれども、まず、観光協会さんの方に必ずしも6月末までやっていただけるかどうかというのは、あくまでも新会社の方が設立するという前提でしておりましたので、そこは先が決まらないとどうなるかというのは、これはお約束できるものではございません。まず1点、そこは御説明の補足させていただきたいと思います。

その場合でいきますと、一旦は止めざるを得なくなります。町が引き受けることができないというのがございますので、その場合には影響は必ず出てくるものだと認識しております。ということと、まず1点、その辺、御説明させていただきたいと考えてます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

修正動議について質問をさせていただきたいと思います。

この修正案につきましては、新会社設立費用を削除するというようなことでございます。令和7年度の笠置町一般会計予算につきましては、3月13日に常任委員会を開催し、行政側に出席をいただき説明をしていただきました。山本勝喜議員からはそういった質問の機会を持たせていただきましたが、質問がなかったように思います。また、3月21日の定例会においても行政側から質問があり、質問の機会がありました。そのときにも山本勝喜議員から全く質問がありませんでした。

こういった修正箇所に疑問があるのであれば、そういった機会に質問し行政側と議論した上で修正案を作成すべきものであると思います。何も質問をしないで、どうしてこういった

修正動議を出されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 山本です。

由本議員の言うこと、全くそのとおりです。たしかに、自分は常任委員会のときにいろいろ質問しようと、いろいろ考えてました。そして、今ここにも提出しているんですが、一般質問でいろいろ聞かせてもらって、その後に考えていたんですが、日程の都合上、こちらのほうが先になった経緯がありますので、今の質問に至ってまいりました。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

さきの議会ですかね、イベントの充実とかいうような話を議員からされたと思うんですけども、もし新会社の設立が削除されたとした場合、予算に計上されております各イベントの事業費補助金500万円が使えないというようなことになります。こういったイベント事業についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） イベント事業についての500万円使えないというのは、自分の、申し訳ないです、認識不足であります。申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

新会社の運営について、仮にこれが認められたら運営がどうなるかというのがまだ分からぬ状況でして、どれぐらいの利益が発生するかというあたりも不透明だと思うんですが、山本勝喜議員がおっしゃっています「町に利益が還元されるように」というような文言があるんですけども、もしこうやって利益が上がって、町の方に還元できるようなものがあれば、予算の方も御承知だと思うんですけども、歳入については別に予算科目も計上しなくても入は受けられますので、そういったあたり、町の方でもう一回考えていただけたら思うんですけども、このあたりはそれで解決する事項ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 分かりますか。由本議員、ちょっと質問が難しかったかも分からぬので、もう少しかみ碎いてもらえますか。

1番（由本好史君） すみません。

こちらに書いています「町に利益が還元されるよう」という文言があります。

町の予算につきましては、歳出については1円たりともそれを超えて支出ができませんので、必ず予算計上に必要です。ただ、歳入については、科目を起こしたり予算の金額がなくとも、それ以上に受けられると、私はそういう認識をしております。ですから、もし、会社をスタートされ、こういう利益が町に還元できるようなものがあれば、また、そのあたりは会社の方で考えていただいて、町の方に入れていただいたら、山本勝喜議員がおっしゃっていることがクリアできるのかなと思うんですけども、それはどうなんでしょうかということなんですけれども。

議長（西 昭夫君）　これは、執行部に対して説明をもう一回してもらうほうがいいのかなと考えますがどうですか。町長。

町長（山本篤志君）　ただいま由本議員の質問といいますか、こちらに対してではないんですけども、ちょっと補足いたしますと、これまで述べましたように還元しないということは一切申し上げておりません。また、実際のところ、本来であれば観光事業は町の予算を通じてやるべきものもあるかと思うんです。ただ、それを独自の収益の中から新たな観光事業に投資するということで、このときにいわゆる税金を使わないということによりまして、一定ひとつ、住民さんの方には還元しているとも考えられます。

あと、後々ですけれども、今の段階では先が、正直なところ、収益がどれだけ上がるか、例えばですけれども、一昨年の水害が起った場合には完全に赤字になっています。それは利用者も減ったということもあるので、そういった意味ではまだ今の段階で確定はできない、収益が上がることは確定できないという段階でもありますので、まず、今のところは直接お金を還元するということは考えておりませんが、今後、事業というのは拡大させないといけない。拡大していくことによって、本当に皆さんにお返しできるものがあれば、それは必ずお返しするということは、今までからも申しておりますので、その分でいきますと、この提案理由の方にございますことは、私たちとしては考えているということになります。

それと今、由本議員からの質問に補足しますと、入の入る際にも、入る段階であれば、その都度、補正予算なりの方で提案はしてまいりますので、そういった一切しないということではなくて、必要に応じてさせていただくというのがこちらからの補足でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君）　執行部からの説明が終わりました。

由本議員の質問に対する答弁をお願いします。5番、山本議員。

5番（山本勝喜君）　今、町長の答弁というか説明で、それは理解いたしました。

議長（西 昭夫君） 由本議員の質問に答えてますか。いいですか。ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これから原案及び修正案についての討論を行います。

まず、原案に賛成の者の発言を許します。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

令和7年度笠置町一般会計予算の件について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和7年度笠置町一般会計予算では、新規事業として防災情報受信サービス提供事業や高校生通学費補助事業が計上され、令和6年度に引き続き国が進める基幹系システムの標準化対応経費やガバメントクラウドへの移行経費、職員人件費や支部事務組合における公共施設の建て替えや、児童生徒のタブレット端末更新や、物価高騰等対策事業などによる経費が計上されております。

令和7年度も4月から始まり、待ったなしの状況にあります。新会社設立という不安要素はありますが、このことで他の予算を反対できるものではありませんので、賛成討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案及び修正案に反対の者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

令和7年度笠置町一般会計予算の件で、原案に賛成の立場として発言させていただきます。

令和7年度の当初予算は、約18億円、基金からの繰入金は約3億円ということです。令和7年度の予算には、各戸へのタブレットの配布や高校生への通学費の補助などの新規事業や、道路、橋などのインフラの整備の予算など生活をする上で必要な予算であり、未来への投資の予算だと考えました。

提出された修正案は、新会社の設立を否定するものも含まれているのかと思われます。また、先ほどの修正案に対する町長からの答弁において、この新会社が行う事業、新会社にかける思いを聞かせていただきました。

笠置町は観光の町として栄え、今、キャンプ場やボルダリング、カヌーなど新しい観光の

町としてにぎわっています。年間8万5,000人の利用客がいるキャンプ場への閉鎖となると、町内の事業者への影響も大きく、町のにぎわいがなくなり衰退が進んでいくかもしれません」と言いました。

新会社は稼げる町、にぎわいづくり、雇用の確保など受け皿となる会社であると理解しました。施政方針にあった希望を生む町の実現に向けては、町のにぎわいは欠かせないものだと思います。18億円の中の250万円ですが、笠置町の将来を考えると、意味合いは大変大きいものだと思います。よって、修正案に反対いたします。ただし、執行部の予算を無条件に認めたわけではありませんので、予算の使われ方が正しいか、本来の目的のために使われているのか、町や住民のために使われているかなど議会として、議員として監視させていただきたいと思います。これから笠置町において、住民の方が安心して暮らせるまちづくりを進める上で、当初予算の原案に賛成いたします。

議長（西 昭夫君） 次に、修正案に賛成の者の発言を許します。7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

修正案に賛成討論をさせていただきます。

組織をつくりましてにぎわいづくりや町の活性化、また、キャンプ場の収益を有効に活用していくこと自体については非常に意義のあることだというふうに考えております。ただ、その一方で、株式会社という形で会社を設立し、利益を追求していく、そういう事業を開拓していくということについて、大変心配があります。

これまで、いこいの館等についても、事業者を入れまして指定管理という制度をやってきて、うまくいくというような希望もありましたけれども、実際なかなかうまくいかなかつたことも多々ありました。少なくともこうした事業に、全く全面的に反対ではないんですけども、一部はやはり利益を確保した上で、確実に町民に利益が還元される、そういう仕組みをしっかりと導入していただきたい。このまま投資をして、もしうまくいかなければ収益が減ってしまって、失敗することも本当に懸念がされます。今、言われたように、災害が度々起きるときがありまして、確かに赤字という事態もありますので、全てが確実に収益がすぐに出せない年もったり、そういうことはあると思うんですけども、やはり一部利益を一定これだけは確保して、確実にまず町民に還元する。そういう仕組みを導入していただきたく、修正案に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） ここで討論を終わります。

これから議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の件を採決します。

まず、原案に対する山本勝喜議員から提出されました修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第2、議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第27号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第27号、令和7年度笠置町高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第28号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第28号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件を議題とし

ます。

本案について趣旨説明を求めます。総合常任委員会、由本委員長。

総合常任委員長（由本好史君） 発委第1号。

令和7年3月24日。

提出者、常任委員長 由本好史。

笠置町議会委員会条例一部改正の件。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、笠置町組織条例一部改正に伴い、総合常任委員会の所管に属する事項を改正するものでございます。新旧対照表の方を御覧いただきたいと思います。

第2条第1項第3項中、総務財政課、企画調整課、税住民課、保健福祉課、商工観光課、建設産業課及び人権啓発課を、総務財政課、希望のまち推進課、税住民課、保健福祉課、建設産業課及び人権啓発課に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御可決賜りますようお願ひいたします。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件の採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第7、発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議会運営委員会、山本勝喜委員長。

議会運営委員長（山本勝喜君） 発委第2号。

令和7年3月24日。

提出者、議会運営委員長 山本勝喜。

笠置町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正の件。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正や、刑法等の一部を改正する法律に対応するものです。以上です。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してもよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正の件の採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第2号、笠置町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第8、発委第3号、議会活性化特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員会、山本勝喜委員長。

議会運営委員長（山本勝喜君） 発委第3号。

令和7年3月24日。

提出者、議会運営委員長 山本勝喜。

議会活性化特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由。

議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、多様な人材が議員として参画することが求められます。議員のなり手不足が深刻化する中においては議会が自主的な取組

を積極的に展開し、その魅力を高め、住民信頼を得るとともに、議員に立候補して活躍できる環境を整えることが必要であるとして、議会活性化特別委員会を設置し、調査検討を行います。

次のページをお願いします。

次のとおり、特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議会活性化特別委員会。

2、目的、議会の活性化によって、町民に信頼され魅力ある開かれた議会を目指す。

3、委員の定数、8名。

4、付議事件、（1）議会改革に関すること

（2）情報の公開に関すること

（3）議員の政治倫理に関すること

（4）その他議会の活性化に関すること

5、調査の期限、調査の終了までです。以上です。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから発委第3号、議会活性化特別委員会設置に関する決議案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発委第3号は、議会活性化特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、発委第3号、議会活性化特別委員会設置に関する決議は可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第9、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

一般質問は通告制ですので、通告書に従い行ってください。通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。また、答弁は簡明に行ってください。

初めに、2番、西朋子議員の発言を許します。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

議長のお許しを得て、通告書に従い質問いたします。

大枠としまして、12月の定例会で質問しました避難訓練について、AEDについて、防災等の啓発について、その後の進捗状況についてお聞かせください。

もう一つ目は、循環バスについて質問させていただきます。

まず、避難訓練についての進捗状況等をお聞かせください。

12月の質問で今後、実施を考えている訓練計画はあるのか、すぐ実行できることから取り組んではどうかとの質問に対し、答弁では、具体的な訓練計画はなくできることから計画をしていきたいとのことでした。令和7年度にはどういった計画を考えていますか。

あの質問は自席にて行います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

西朋子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

さきの議会におきまして答弁をさせていただいたとおり、申し訳ございませんが、具体的な訓練計画は現在もございません。私自身も含めまして職員においては、防災に対する知見は、まだ、まだ狭くどういった訓練から始めるべきか、どういった訓練が当町にとって効果的なのか、有識者の御意見も伺いたいというふうに思っております。そのためには、町長の施政方針にもございましたように、令和7年度においては府内市町村と相互協定を結び、大規模災害を経験した自治体に指導、助言を仰ぎ、当町における課題の抽出やマニュアル等の整備に取りかかってまいりたいと考えております。

とはいって、防災訓練は実施する方向で考えております。ほかの自治体で実施されている防災訓練などの情報などを多方から御提供もいただいており、まずは住民の皆さんのが参加しやすい身近なところから始めるため、職員や議員の皆様をはじめ各関係機関の皆様に御参画いただきながら消防機関などの協力を得まして、研修や訓練を実施してできるよう4月以降、具体的な計画を立案してまいりたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

では、令和7年度には何らかの訓練は実施できそうでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

令和7年度は、計画的にいろいろな訓練を身近なところから計画してまいりたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 西朋子議員。

2番（西 朋子君） 西朋子です。

次の質問に移らせていただきます。

施政方針にもありましたが、住民の安心・安全を確保する防災安全対策として、昨年に引き続き西部区で避難訓練を実施することですが、自主防災組織がない地区と町との関わり方はどのようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

西朋子議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和6年度に実施しました西部区自主防災組織との防災訓練には、議員の皆様をはじめ他地区の自治会長様にも御参加をいただきました。実際に見ていただいたこと、そういう効果もあり、ある自治会でも自主防災組織の立ち上げについて検討を始められたと聞いております。

12月議会でもお話をさせていただきましたが、自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づいて、自主的に結成する組織でございます。地域を単位とした結成が前提となっているため、既に組織として成り立っている自治会を母体として、自主防災組織を結成いただくのが最も効果的だと考えております。

また、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法におきまして、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、市町村がその充実に努めなければならない旨を規定されておりまして、当町としましても自主防災組織の結成については積極的に検討を促し、その支援については予算化もさせていただいているところでございます。ただ、必ずしも自主防災組織をつくらなければならないわけではありません。共助の考え方においても、特に災害によって地域が孤立した場合には、ふだんから生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合うことが被害の軽減につながるとされておりますので、今後も各自治会には自主防災組織の結成についてお願いはさせていただきますが、自主防災組織があるなしにかかわらず、地域ごとの課題に対応した防災対策、災害発生後の対応策、またそれに対する支援、その方法を検討していきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

自主防災組織の立ち上げについては、町としても大切な役割であると考えておられるので、住民に対し必要性について分かってもらうためにも、さらに積極的な広報を行っていただきたいと思います。

次の質問です。

次回、西部区で行われる避難訓練には、他の地区の住民も見学または参加は可能でしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和7年度についても、西部区の自主防災組織との共催による防災訓練を実施する予定ではございますが、まだ7年度の訓練につきましては、自主防災組織との詳細な打合せはしておりませんので、現時点でこの場でどの範囲まで見学や参加が可能か申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

ただ、6年度においては議員の皆様やほかの自治会の区長様に見学なり御参加をいただきまして、防災意識の向上や町全体の共助力の向上にもつながったと感じております。

今回、新しい議員さんもおられますし、区長の皆様も新しく替わられますので、ぜひ御参加いただきたい。また、もう少し住民の方の見学なり参加ができるかというふうに考えておりますので、自主防災組織との調整を検討してまいりたいと思っております。また、日程が確定しましたら、日が近づいてまいりましたら、できるだけ早く周知、案内をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

笠置町の地域防災計画の防災訓練計画に、要配慮者への的確な対応や男女共同参画、住民一人一人の行動力の向上を図るため、できる限り1世帯1人が参加できるような訓練の開催を目標とし、特定地域のみや特定の者だけの参加の傾向が強い訓練から実践的な体験訓練を目指すとありますので、ぜひ幅広い方へ案内していただきたいと思います。

次に、AEDについてお伺いいたします。

町全体の設置台数と場所の見直し、設置場所が分かるような広報の仕方について検討する

ということでしたが、どうなりましたでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいまの西朋子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町全体の設置台数と場所の見直しについてでございますが、設置台数につきましては、さきの議会でも答弁させていただきましたが、正確には何台が適切なのかというものはないと考えております。

また、設置場所についてもガイドラインに沿った設置をしているところでございますので、見直しというよりは現在の設置場所にプラスして、どういったところに増設していくのかということを考えてまいりたいと思っております。とはいえ、安価なものではございませんし、数年に1回、更新時期が来る精密機器でございますので、町だけで設置するには限りがあると考えております。

例えば、近隣市町村では消防団に対する交付金を活用して詰所に設置されたり、また、コミュニティ助成事業を活用しまして集会所に設置されておられますので、そういった御協力を仰ぎながら増設については考えてまいります。あわせて、さきの議会で西議員より提案がありました貸出し用のAEDにつきましても、順次検討を進めてまいりたいと思います。

また、設置場所が分かるような広報の仕方についてでございますが、さきの議会では観光客に対して分かりやすい案内が必要ではないかというのを御提案いただいたと記憶しております。それを受けまして、まず、チラシを作成しましてキャンプ場で配布する。また、公共施設に配架するなど取り組んでまいりたいというふうに思っております。

チラシにつきましては、ほかのツールと比べまして何度も更新できるものではございませんので、令和7年度新たに設置が完了しましたら作成に取りかかってまいりたいというふうに思っております。町民向けには来年度、令和7年度に配付を予定しておりますタブレット、端末に分かりやすい防災情報を掲載する計画でございますので、防災マップの中にAEDの設置場所についても掲載する予定でございます。引き続き、広報については検討を進めてまいりたいと思います。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

AEDが24時間使えるよう屋外に設置してはどうかと提案しましたが、検討いただけたでしょうか。

また、救急救命講習の実施など、AEDを使用できる人材を増やすことも検討することでした。過去には笠置町議会の議員が受講されたと伺っています。4月20日に相楽中部消防本部で行われますが、この際、職員の受講も考えられてはどうでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の屋外のAEDの設置の件でございます。

12月議会で西議員より御提案いただき、御承知のとおり令和7年度の当初予算に計上させていただきました。本日、可決をいただきましたので、まずは産業振興会館に1台ということで、設置に向けて早急に進めてまいりたいと思っております。

さきの議会でも申しましたとおり、屋外設置につきましては、温度、湿度の問題や直射日光や雨風を避けられる場所、また、セキュリティーなどの注意点も多くございます。振興会館の玄関口であれば、これらの要件について対応ができると考えましたので、設置後も状態を確認しながら、有効に活用いただけるよう管理してまいりたいというふうに思っております。

続いて2点目の救急救命講習の実施についてでございます。

令和4年度に笠置町の議員の皆様を対象に救急救命講習が実施され、多くの議員の皆様と職員も数名参加させていただいたと聞いております。職員のみを対象とした講習につきましても、以前消防機関の御協力の下、救急救命講習を実施していただいたこともございましたが、その当時に参加しました職員、修了証を交付されたんですが、その職員も多く退職されている現状でございます。また、令和5年度には消防団を対象とした講習が実施され、自動車部として所属している役場職員も受講させていただきました。

さきの議会でも答弁しましたとおり、議員もおっしゃっていましたが、AEDの設置については設置だけではなくて、それを使用できる人材を増やすことも重要ですというふうに考えております。令和7年度は職員を対象とした救急救命講習を実施したいと考えております。

4月20日に相楽中部消防本部において開催される救急救命講習について、参加すればどうかという御提案をいただきました。3か月に1回定期的に開催されているもので、最大30名を上限に受講者を募集しております。その講習に職員が参加することも可能ではございますが、参加人数が多く設定されていること、また、広く管内の在住、在勤の方にも呼びかけられていることも踏まえまして、職員を対象とする講習につきましては、消防機関か

ら出向いいただく形式での開催を考えております。できれば新しい議員の皆様にもまた御参加いただき、A E Dの使える人材の確保に御協力を賜りたい、そのように思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

防災等の啓発についてお伺いします。

笠置テレビを活用し、防災啓発のD V Dなどで啓発・教育に力を入れてみてはどうかと質問しました。実施する方向で検討するとのことでしたが、いつされますでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

さきの議会で提案いただきました防災啓発のD V Dの啓発ビデオなどを、笠置テレビで放送してはどうかというような有意義な御提案をいただきました。令和7年度につきましては、時期を決めて早速、取りかからせていただきたいというふうに思っております。具体的にいつかと申したら、水防月間である5月ですとか防災の日がある9月、また全国火災予防運動が春と秋に実施されておりますので、その折々に触れて啓発活動を取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、助言いただきました防災教育につきましても、研修や訓練などに併せて活用して考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

次に、循環バスについて質問させていただきます。

昨年、循環バスの町外の方の利用について実証実験をされました、結果は2か月半の期間中、町外の方が利用されたのは3名であり、住民や利用者からの意見もなく、また、シーズンオフであったことも利用者が少なかった原因ではと分析されました。間もなく桜のシーズンが控えていますが、観光シーズンでの実証実験はされないのでしょうか。

9月の答弁では、笠置山ルートがなかったことも挙げられています。笠置山ルートは盛り込めないのでしょうか。

先日、東部区の笠置テラスを利用された町外の方が、笠置町までJ Rで来られた後の交通手段がなかったとの事例がありました。他の利用者がレンタカーで送迎をされたようですが、

笠置テラスなどの施設を町外の方に利用していただくためにも、早急に誰でも循環バスに乗れるようにすべきではないかと思いますが、どう思われますか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼をいたします。

西朋子議員の循環バスに関する御質問にお答えさせていただきます。

実証実験につきましては、昨年度6月から8月までに実施をいたしました。

お話を中にもありましたように、利用については3名にとどまったというところで、それぞれ分析をさせてもらったところですが、今、観光シーズンの実証実験というところについては予定をしておりません。しかしながら、観光シーズンに実施することで、交通渋滞など町内の交通状況に影響を及ぼすのではないかという懸念もひとつ抱いているところでもございますので、実証実験については慎重な検討が必要かというふうに考えております。

また、笠置山のルートにつきましては、4月の改正というところでは、今、考えておりません。循環バスにつきましては、住民の方の移動手段の確保のため、福祉バスという位置づけで現在、無償で運行しております。

御質問いただきましたサテライトオフィスの利用に関しましては、大変ご迷惑をおかけしていることかと感じました。町外の方の乗車というところを今後検討していく中では、有償、無償、今、無償で運行しているものも有償での検討も必要ではないかと考えているところでございます。この有償運行となりますと、交通会議や運輸局への協議というところも必要となってくるところでございます。町外の方が乗られましても無償のままという検討も必要かというふうにも認識しているところでございますが、御質問いただいたこれらの件につきましては、今、商工観光課所管の循環バスとそれから総務財政課では相楽東部広域バス、これの運行があります。

また、デマンド交通の導入というところも考えていかなければならぬというふうに、公共交通については一体的に検討する必要があると認識しております。

4月、今回、組織改正を行うことによりまして、こういった各課に分散しておりました公共交通の所管課を希望のまち推進課に一本化いたしまして、公共交通の再編に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。実証実験を含めまして、4月から新たに検討を始めていく中で、町外の方も含めまして地元の方への安全な公共交通の提供ということを検討したいと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） これで西朋子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は議場の時計で2時10分からとします。

休 憇 午後 1時54分

再 開 午後 2時10分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番、松本俊清議員の発言を許します。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

一般質問ですが、一応通知は出しておるんですが、町長、就任してようやく1年が経過しようとなります。今、笠置町には希望を生むまちというチラシを町民に出しておられますね。この点、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

たしかチラシにつきましては、90周年のバッグとともに一緒に全戸配布させていただいたものでございます。ちょっと鍋フェスタも重なっておりましたので、まず、その際に90周年、希望を生むまちということを、まず、お知らせしたいということで、作成してお配りしたチラシでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、松本議員。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

町長の答弁、それで結構なんですが、笠置町にいろいろな問題があると思うんですね。

1年経過しこれから実行に移してもらえるというのを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何ていうんですか、このことについては、非常に行政はスローテンポだと思うんですね。と言いますのは、前回、町民の安心・安全のために防犯カメラをお願いしたんですね。いやはや、予算が通つてから半年も設置できないというようなこともありましたので、できるだけ実効、成果が出るように町長の手腕を期待いたします。

それとあと、鍋の件なんですが、鍋フェスタの案件、いろいろ集計を取られたと思うんですが結果はどうだったのか。集計が出されて、今度、イベント開催されるときにどのような方法でやられるのか。簡単でいいですからよろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参考兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼をいたします。

松本議員の御質問いただきました鍋フェスタについてです。

2月1日に実施させていただきました鍋フェスタについては、主催者発表で町内外の来場者約8,000人ということで発表させていただきました。多くの方に御来場いただきまして、多くの鍋やグルメを堪能いただいたところでございます。

アンケート結果によりますと、やはり近隣の方、木津川市や奈良市というところが来場の中でも一番多かったようになっております。また、今回、キャラクターのショー、ご当地キャラクターも多く参加いただきましたので、お子様からまた高齢の方まで大変多くの方に喜んでいただけまして、閉会終了間際まで盛会に進めることができました。また、後半には花火、夕方からは花火も打ち上げさせていただきましたが、それについても河川敷のほうにも少し雨が降ってきておった時間帯ではありますが、多く御来場いただけたというふうに盛況のうちに終わったと認識しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 3番、松本議員。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

小さい各部門についていろいろあるんですが、担当課長にお願いして回答をもらいましたので、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（西 昭夫君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、4番、山本麻也議員の発言を許します。

4番（山本麻也君） 4番、山本です。

議長の許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

町管理の樹木による住民所有地の家屋への対応について。

住民から被害の声を聞いていますが、町は以前の回答でそのような声は聞いていないとされましたか、確認されていますか。山本勝喜議員や私から議会でこの件について質問しています。現場の確認調査はされましたか。されたのであれば、住民のほうへ、つまり被害者に対して調査報告書を出されましたか。

との質問は自席にて行います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本麻也議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住民からの被害の声ということでございますが、さきの議会で山本麻也議員また山本勝喜

議員からご指摘をいただいた件であると認識しております。声は聞いていないという話については、申し訳ありませんが私のほうは存じておりますが、少なくともさきの議会でも答弁させていただきましたとおり、私のほうでは確認をしております。

現場につきましては、外からの目視で確認をしておりますが、民家の中については十分な確認ができていない状態でございます。所有者の方には、屋内を拝見させていただくようにお願いをしており、承諾はいただいているところではございますが、私の取りかかりが遅く、まだ日程調整ができていない状態でございます。御理解いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 時間がないと言われましたが、時間がかかり過ぎていると思います。どうしてされなかつたんですか。どうして鍵などを借りにいかなかつたんですか。やる気はないのですか。答えてください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本麻也議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現時点で確認が進んでおりませんので、議員のおっしゃるとおりだと思っております。反省をしまして、早急に取りかかるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） いつも思います、思いますと言われますよね。思うことは誰でもできます。住民の方が被害に遭われているのにもかかわらず、思います、思いますとはどういうことでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

私の答弁の仕方でございます。他の議員からも、いつも思いますばかりで実行に移っていないのはどうかという御指摘もいただいております。答弁の仕方について考えさせていただきますし、早急に取組を進めてまいります。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 早急にと言われましたがいつですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

いつですかということでございますが、さきの議会でも申し上げましたとおり、まだまだ

課題が多く残っております。今時点で確認もできていないという答弁をさせていただきまして、いつというところのお話はまだできる段階ではない状態でございます。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 4番、山本です。

そうしたら、被害者宅への因果関係は調べると言つてはいましたが、樹木との因果関係は調査をされていますか。笠置町に責任はなかったですか。それもまだ調べていないのですか。調べていませんか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

因果関係の調査をされましたかというところでございます。

因果関係の調査というのはどういうことを指すのかというのは分からんんですけども、答弁をさせていただいてますとおり、おっしゃっている課題については確認をしております。ただ、調査をしてどうだったかというところを問われているのであれば、まだ調査というようなことはしておりません。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 因果関係というのは、前回の議会で言ったとおりに、前田参事のほうから因果関係が分からぬと言われたんです。それを調べてくださいと私は言ったんですね。因果関係とかそういうのが分からなければ、町長と参事とあと行かれる方があれば、この後、私と一緒に議会が終わったら行ってほしいと思っています。いかがですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

その参事がおっしゃったというところは存じております。議会の中でもそのような答弁、過去に遡りまして見つけることができませんでしたので、具体的に申し上げることはできませんけれども、現場に行くのはさきの議会でも申し上げましたとおり、担当課の私のほうの職務であるというふうに考えておりますので、まず私のほうが行きたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 町長はいかがですか。一緒に行ってもらえますか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今日行けるかどうかというと、ちょっと日程がございますので、今日は行けませんけれども、実のところ、総務財政課が、今、担当しております。この人事異動の中でちょっと体制のほうを強化しておりますので、それも踏まえて、現実的には4月以降になるかと思いますけれども、ちょっと組織を再編した中で強化しましたので、その中で対応できたらと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 2016年以降、一度も除草作業をされていないのが原因で今現在の状況ですが、迷惑や被害に遭っているのは住民の方と児童もです。樹木が住民の方の家屋に覆いかぶさっており、児童が雨や雪が降っても傘も差しにくい状況です。このような状況は、除草作業をされなくなつて何年も放置されていたわけですが、今に至るまでなぜ放置されていたのか理由をお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本麻也議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2016年以降、なぜ今まで放置されていたのかということでございますが、分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

2016年までかどうかは分かりませんが、今年の夏頃、北部区長さんとお話をさせていただく機会がありまして、そのときに以前は区で伐採や除草など整備をしていたというお話を伺ったのを記憶しております。その後は、町で伐採等をしていたかどうか、今のところそういういった記録は確認しておりません。なぜかという問い合わせに対して考えられるのは、町として除草や伐採をするべきという認識がなかった。また、町内全域に係ることでございますが、町有地の見回りや確認というところができていなかつたということなのかと私自身は考えております。

しかし、現在の状況をお聞きしてから、令和5年度に通学路の雑木伐採業務としまして、137万1,000円の予算を計上し、また、令和6年度へと繰越しをさせていただいて、業務の執行について検討してまいりました。ただ、さきの議会でも申し上げましたとおり、その伐採に行くまでに課題が幾つかあるというところは、私のほうは確認しております、その課題を解決するのが先であるというふうに考えております。まずは、その課題を解決してからというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 課題を聞かせていただくことはできますか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

課題は何かというところの質問かと思います。

さきの議会でも山本勝喜議員の質問に答えたこともあります、通学路の路面の問題ですか、老朽化して今にも崩れそうになっている空き家ですとか、また、手すりの問題もあります。先ほどから麻也議員のほうもおっしゃっていますように、民家へ樹木のつるが渡っているという問題もいろいろございます。そういう課題を一つ一つ整理して、いつも議会で答弁させていただいているんですけども、皆さんのがんばりの共通認識は、児童の安全・安心確保というところが最優先だというふうに考えておりますので、そういう課題を一つ一つ前向きに取り組みさせていただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 昨年の6月の議会で山本勝喜議員が言わされたときには夏休み、12月の議会で私が言ったときには3月と言われましたが、どうして延び延びになったんですか。どうして夏休みにかかる、3月にかかると言い切ったんですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本麻也議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃったとおり、山本勝喜議員が6月に御質問をされたとき、まだ、今の参事のほうが財政課のほうの課長をしておりまして、夏休みにという答弁をさせていただきました。その後、私のほうが課長に替わりまして、その次の議会のときに勝喜議員より御質問をいただきまして、体制が変わりましたので、私のほうはほかに課題があるというふうに認識しておりますので、そちらのほうを解決させていただいてから、そちらへ取り組みたいというふうにお答えをさせていただきました。ただ、一番最初の御質問にありましたとおり、そこから私のほうがまだまだ取組ができていない状態で、今の現状であるというふうに認識をしております。早急に取り組めるように努めてまいります。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） それでは、町有地からの雑木による被害補償などはどうにするのか、それを聞かせてください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本麻也議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、補償というところまでいっていないというところが、まず第一の答えでございます。また、それからそういう補償の話になってまいりますと、個人のお話にもなりますので、こういう公の場でお答えさせていただくのは差し控えさせていただきたいというふうに考えます。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 町長に質問です。

町長は町政運営所信で、その中で安心・安全のまちづくり、1,000人の声を聞くと言われていますよね。被害に遭われている住民の方の声はどうですか。聞けていますか。口だけですか。何で笑ってはるんですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの、1,000人の声を聞くということは私の公約でございます。その中で、被害者の方の声というところで、先ほども課長が答弁しましたけれども、まずは担当課長のほうから調べてもらって、その報告を受けてというのがまず最初でございますので、直接、今、被害に遭われた方、遭われたとおっしゃられる方の声を聞けてはいませんけれども、それも担当課長のほうからまず情報共有させていただく、そこからがスタートかと思っています。以上です。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 今回の原因や問題は笠置町にはないと言われるのですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 笠置町にないかどうかも含めて、こちらの原因があるともないとも言えませんので、それを併せて調査させていただきたいということを担当課長のほうから御答弁させていただいたところです。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） それでは、町長としてはどのように解決していこうと思われているのですか。調査も何もしないでそのままほうっておく状態ですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 先ほどから担当課長のほうが申し上げておりますけれども、そこを調査してからという形になります。それで原因とかをはっきりさせた中で、そこから初め

て次の展開に行けるのかなというふうに考えておりますので、御理解賜ればと思います。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 農業委員会の辞任、笠置町知事功労表彰の取消し、辞任しなければ議会にかけるという通告には行かれましたよね。そういう通告は早いですけれども、解決に向けて住民の方に寄り添い歩み寄り謝罪をし、解決に向けての話合いはされようと、町長からされようとは思いませんか。調査していないと言われますけれども、何回も議会で言われていることですよね。どうして、これ、解決しようとされないんですか。新会社のことで忙しいんですか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） それぞれ役割分担というのがございます。行政の中に役割分担というのがございます。私が動くときには動きます。まだでも、その段階に至っていないということです。以上です。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） そうしたら、町長が動くにはどの段階ですか。

議長（西 昭夫君） 山本麻也議員。

先ほどから同じような質問を繰り返されていると思います。総務課長も町長もそれについては答弁をしています。質問内容を変えてください。

4番（山本麻也君） ちょっと待ってください。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 隣接している道は笠置町が管理している歩道ですね。長年、小学校の通学路としても利用されています。私は役場から直接聞かされていませんが、住民の複数の方から校門までバスの利用を4月1日からするらしいと聞きましたが、これは事実ですか。

議長（西 昭夫君） 通告のどこにありますか。

4番（山本麻也君） 通告にはないですけれども……

議長（西 昭夫君） じゃ、質問できません。

4番（山本麻也君） 参事、答えてもらえませんか。

議長（西 昭夫君） 質問できません。通告に従って質問してください。4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 参事に聞きます。

今までの経緯を見て参事はどう思われますか。

議長（西 昭夫君） 経緯というのはこの通告の経緯に……

4番（山本麻也君） 6月から言ってますやんか、去年の6月から。山本勝喜議員も言い、私も言い……

議長（西 昭夫君） なので、それは総務財政課長も町長もそれには……

4番（山本麻也君） 前の課長だから一番よく分かっていらっしゃると思います。担当されてましたから。

議長（西 昭夫君） 答弁できますか。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼をいたします。

町長からも答弁されました。現在の総務財政課長からも答弁されました。そのとおりの内容で進んできたと思っております。

当時、私は担当しておりましたが、そのまま現在の総務財政課長に引き継いでおりますので、答弁の内容に変わることはございません。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） これから、そうしたら調査にもかかると言われましたけれども、本気で調査をされるのですか。いつも二転三転されますよね。どのように解決していこうと思われていますか。

議長（西 昭夫君） 今のは確認ということでいいですか。

4番（山本麻也君） 質問。これからどのように進めていくのかということを聞きたいです。解決の方法を聞かせてほしいです。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

山本麻也議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本当に終始、山本麻也議員より御指摘いただいている、おっしゃるとおりでございます。遅くなつておればおるほど事態は悪化していくのかなというふうに考えております。また、その都度お叱りをいただくべきなのかなと思っておりますので、早急に、何度も同じ回答で申し訳ございませんが、早急に課題を解決するように努めてまいりたいと考えております。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 運動会などの学校行事開催のときは町内外の方が来訪され、笠置町の美観を感じる場所の一つでもあります。町の管理不足で雑木が覆い茂るようなことは避けるべきだと思います。今後なるべく早くというか、一刻も早く、今からでもしてほしい気持ちでいっぱいです。早めに取り組んでください。できますか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

早急に取り組ませていただきます。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 確実ですか。今までのよう二転三転しませんか。はつきりとお答えください。

議長（西 昭夫君） 山本麻也議員。質問の繰り返しになっています。質問を変えてください。

4番（山本麻也君） 本当に実行されますか。

議長（西 昭夫君） それも先ほども質問の繰り返しになります。

4番（山本麻也君） それでは、この後、一緒に現地に行ってもらえますか。

議長（西 昭夫君） 先ほどは行けない、時間的に行けないという答弁やったと思いますけれども。

4番（山本麻也君） 違う。森本さん、行けるって言わはったんと違いますか。

議長（西 昭夫君） 行くとは言っていないと思いますけれども。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） すみません。失礼をいたします。

先ほど、町長のほうからは今日終わってからはというお話はございましたけれども、私につきましてもちょっとほかの業務もありまして、すぐ即答というのはできかねます。ただ、山本麻也議員も御提案がありましたように、一緒にということをおっしゃっていただいてますし、また、山本議員と調整させてもらって、もし一緒に行っていけるのであれば日程調整はさせていただきたいというふうに考えます。

議長（西 昭夫君） 4番、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 次の議会で同じことを繰り返し質問しなくてもいいように、返答で言われたことは必ず実行していただきたいと思います。これで終わります。

議長（西 昭夫君） これで山本麻也議員の一般質問を終わります。

次に、5番、山本勝喜議員の発言を許します。

5番（山本勝喜君） 5番、山本勝喜です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問書の通告に基づいて質問させていただきます。

まず、最初に新会社、株式会社希望とかさぎとについて、これは省かせていただきます。令和7年度の町長の施政方針の中の4番目、住民の安心・安全を守る防災安全対策の中の

タブレット端末についてお聞きします。

まず、世帯に1台タブレットを配布する取組を進めることですが、費用対効果はどのように考えていますか。答弁よろしくお願ひします。以下は自席にて行います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

世帯に1台タブレットを配付する取組について、費用対効果がどうであるかという御質問だと思います。

令和7年度に実施を予定しております防災情報等受信サービス提供事業につきましては、防災危機管理担当課といたしまして、住民の皆様の安全・安心をいかに担保していくかということを第一に考えております。そのために必要な事業につきましては、まず前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。費用対効果という視点では答弁しがたいということを前提に、お答えをさせていただきたいと思います。

本事業の目的としましては、防災情報受信等アプリを搭載したタブレット端末を全世帯に配布し、携帯回線を用いた情報発信へと切り替えることで、既存の防災無線での聞き逃しや受信漏れを防ぐとともに、防災情報やその他の重要な情報を確実に伝達することでござります。

また、既存の防災無線を利用し続ける場合、当初予算の質問でもありましたとおり、防災行政無線がどうなるのかということでございますが、機器更新を要することもあります。概算で1億5,000万円ほど経費が必要となつてまいります。

本事業につきましては、補助金、過疎債を活用することが可能であることから、一般財源の負担は軽減することができます。笠置町の今後10年を見据えた上で情報伝達の在り方について検討を進めていき、必要な機能があれば追加してまいりたいというふうに、このような効果を考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

まず、今の総務課長の答弁はよく分かりました。

ただ、今ある笠置テレビで防災無線を流している情報を、夜にテレビをつけたら、夜の風景の景色が流れているじゃないですか。それを利用して、朝、例えば、時間区切って、夜でも10時から11時とか、9時頃からでもよろしいですし、朝も職員さんが来られてから1時間か2時間放送していただければありがたいなとは思っております。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初予算の質疑等でもございましたとおり、防災行政無線を補完するという形でタブレット端末の配布を考えております。そのメリットとしまして、現在の防災行政無線では聴覚や視覚に障害をお持ちの方に配慮ができていない状態でございます。それは笠置テレビでも同じだと考えております。

また、笠置テレビにつきましては、定時放送にもなっておりますので、昼間にご自宅にいらっしゃらない方ですとか、なかなかその辺のところは網羅できていないのかなというふうに考えておりますので、今おっしゃっていただいた提案も取り入れながら、全ての方にいろいろな情報が行き渡るように、いろいろと検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

そしたら、今ある笠置テレビは、来年度、令和8年から運用を始めるということでおろしいんですか。それと笠置テレビはその時点でもうなくしてしまうという解釈でよろしいんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

タブレット端末が8年度からでいいのかということかと思いますが、当初予算の答弁でも申し上げましたとおり、タブレット端末につきましては、令和7年度、令和8年2月から3月の配布を現在のところ予定しております。ただ、今、笠置テレビはどうなるのかという御質問だったと思いますけれども、笠置テレビについては休止するという考えは今のところ持っております。ただ、防災行政無線と同じように更新の時期、機器のこともありますので、更新したり改修というのがこれからやってくるかなというふうに思っております。当初予算のところで答弁させてもらったとおり、これから先10年後を見据えて、今、検討を始めていく時期なのかなというふうに考えております。防災行政無線、笠置テレビ、いずれもこれから先どうしていくのかというところの検討を進めてまいりたいと考えています。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） それと、タブレットの配布時には、町職員の方が一人一人出向いて説明

を行うとなっていますが、現在、今年1月末に世帯数は559世帯で、多い、少ないかは別として、1世帯、1世帯当たり職員の方が全て回れるのかどうかというのが、ちょっと疑問に思いますので、その点をどう考えているのかお聞きします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町長の施政方針の中で、職員一人一人が住民に丁寧に配布させていただくというところからの御質問かと思います。

当初予算の質疑でも答弁させていただきましたとおり、タブレットの配布方法ですね。そちらの方は説明会を開催して、その場で御理解いただいた上で皆さんに持って帰っていただくという方法を考えております。その説明会に来られなかった方、また、参加されても使い方が分からなくなったり方については、職員一人一人、丁寧に説明をさせて御理解いただきたいというような考えは持っております。

ただやっぱり、職員の負担軽減というのも考えておりますので、皆さん、時間外はどうするのか、閉庁日はどうするのかという御心配をいただいているのかなというふうには思っておりますが、ただ、そういう閉庁日ですとか時間外の対応は、何分か致し方ないのかなというふうに考えております。その辺のところは時間外手当の支給ですか、振休、代休の取得ですか、そういうところを進めながら、職員の負担にならないように、しかし、住民の方を第一に考えて、タブレットの配布については考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

これ、自分のあくまでイメージなんですけれども、課長も親御さんがいってはって、例えば自分の親でしたらもう90超えているんですよね。例えば80代とか、操作できる人もいると思います。でもその場合、やっぱり自分のイメージ的にはちょっと操作も難しいかなと思います。その場合、やはり近くに子供さんがおられる場合は、子供さんが動いて時間があるとき教えられると思いますけれども、例えば、子供さんが平日の夜とか土曜、日曜、祝日しか空いていない場合でも対応していただけるのか、それをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、やはり、一番懸念しているところが、この高齢者が多いこの町でタブレット端末というのはいかに活用できるのかというところは心配をしております。総合常任委員会の中で議員の皆様にもタブレットを拝見していただきました。高齢者にも易しい仕様でというふうには今のところ考えておりますが、それが実際使っていただくとなると、どこまで活用できるのかなというところは懸念材料ではあります。

ただ、当初予算の答弁でも申しましたとおり、それを検証していくのがこの5年から10年の間かなというふうには考えております。もちろん、今あります、先ほども言いましたように防災行政無線、笠置テレビ、並行して考えてまいります。それがなくならないかもしませんし、それを廃止してタブレット端末になるのかもしれないというところで検証していきたいというふうには考えております。

子供さんがいらっしゃらない独り世帯、高齢者だけの世帯も多くあります。町長の施政方針にもありましたように、この事業を通じて職員と住民の方のコミュニケーションを取ってもらいたいというようなことを町長のほうから命ぜられております。そういった中で、職員に気軽に頼ってもらえるというような関係性を築いていきたいというふうに考えております。役場に電話したら、親切、丁寧に対応してくれる職員がいる、来てほしいと言えば、すぐに駆けつけて教えてもらえる職員がいる。そういうような職場づくりも併せて考えていきたいというふうに思っております。

また、その検証する中で、これから先、議会の中でも議論を重ねて、これからどうしていくのかというところを、また一緒に考えていっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

自分も実際タブレットを触らせてもらいましたけれども、ボタンを押したらグーグルの画面に変わったんですよ。これ、自分にしたら、これどうやって戻すんやろうというやっぱり戸惑いとかありましたので、それでちょっと心配になりました。

それとWi-Fiについてなのですが、タブレットを配布するに当たって、Wi-Fiを引いていない家庭もあると思うんです。そのためのWi-Fiの費用とか、例えば、あくまでも、これは笠置町全域でフリーWi-Fiということは考えられるのか、それをちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

Wi-Fiなどネット環境の整備はどうかという御質問かと思います。

今回、導入予定のタブレット端末につきましては、先ほど申しましたように携帯電話と同様に携帯回線を使いましてデータ通信等を可能にするICカード、いわゆるSIMカードというものを差し込まれております。また、携帯電話をふだんご自宅で使っていただくように、使用していただくというふうに考えております。

現在考えている仕様、こういうことをしたい、お知らせの情報を流したい、また、防災マップを見ていただきたい、そういう今、考えていることをしてもらうには、十分な通信容量は備えております。ただ、十分な通信容量といいましても1ギガですので、動画を見ていたくとかとなると、そういうふうなことをする通信に制限がかかるようになってまいります。現在、想定している使用方法であれば、Wi-Fi環境がなくても特段問題はないという状況ではございますが、先ほど笠置テレビの話も出ましたように、議会中継をそのタブレットで見てもらうのかとかそういうことになってきましたら、また、そういうWi-Fi環境も考えていかなければならぬかなというふうには考えております。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

これは希望ですけれども、できたら町内全域にフリーWi-Fiを設置していただければと思います。それと、タブレット、この前の説明では置いて使うというのをお聞きしましたけれども、例えばタブレットってやっぱり持ち運べるのがかなりやっぱり利便性があると思うんです。その中でももし持ち運んだ場合、手が滑って破損した場合とか、その場合は修理費用とか代替品とかどないなるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

基本的には御自宅で、今、防災行政無線の戸別受信機のように据置きで使っていただきたいという思いはございます。ただ、災害が起きたときにそれを持ち運んでいただいて避難所とかでも使っていただきたいというふうにも、今の時点では担当課として考えているところではございます。ただ、一定のルールなり定めさせていただいて、そういうのが起きた場合にどうしていくかというのはこれから考えていく段階に入ってくると思います。

貸与になりますので、戸別受信機もそうですけれども、やはり借りているという認識の下、できるだけ丁寧にお使いいただきたいというふうには考えますが、そういうことが起きたときのことに関しても検討してまいります。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 分かりました。

それとアプリもまた追加するとか、追加して住民の生活向上に、とはおっしゃっていますけれども、このアプリ自体を自分の i P h o n e とかスマートフォンにそのアプリを載せることはできないですか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと詳しい内容につきましては、情報を持ち合わせておりませんで、今、回答させていただくことは、答弁させていただくことはできないんですけども、やはりアプリを搭載するにしても費用がかかってくるかとは思うんです。できるだけ、先ほども費用対効果という話も出てましたし、できるだけ費用がかからない方法で皆さんのが使いやすいようなアプリを搭載するなり、まずは最初の仕様書をどうするかというところで検討していきたいというふうに思っております。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

これ、答えられたらでいいんですけども、タブレットの端末自体1台、費用はどれぐらいするのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算で計上させていただきました7,000万円強につきましては、いろいろな手数料をつけさせていただいています。総額での委託料になっておりますので、ちょっと個別の単価につきましては持ち合わせておりませんので、また、後ほど、次の議会のときにでも答弁させていただきたいと思います。申し訳ありません。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） それに、職員の方も町外の方が多いと思うんです。それで、防災情報と

かそういうのは、職員の方の個別でタブレットを持って帰られるのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまでもタブレット端末は住民の方に配布させていただく、また、公共施設ですとか事業所のところに置いていただくというところで考えております。職員については、タブレット端末を持って帰るというようなことはございません。ただ、ほかのツールを使って職員同士のやり取りはしておりますので、防災の何かがあったときには連絡がすぐ取れるような体制にはなっております。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

職員と情報を共有するツールは分かりました。ただ、やっぱり今、おっしゃったとおり、事業に7,800万円ぐらいかかるんですよね。例えば、これ、道路工事で5,000万円を超えると議会の承認が要るはずです。やっぱり、7,800万円、かなり主要事業の中で一番大きい事業だと思います。その中で、やっぱり、もうちょっと、自分は全然反対しているんじゃないですよ。慎重にアンケートを取られて、本当にこれが必要かどうかというのをまた検討していただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼いたします。

山本勝喜議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議会の議決が要る案件ではございませんので、しかし、おっしゃいましたとおり、慎重には進めていきたいと考えておりますし、当初予算の答弁でもさせていただきましたとおり、まずは住民にアンケートを取らせていただく。そういうところで、皆さんから意見をいただきながら、よりよいものがつくり上げていけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） これ、最後です。

もし、アンケートの結果、住民の方がよう使わないとか無理やという回答が出た場合は、やめる可能性もあるということですか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参考兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼をいたします。

山本議員の御質問いただいております防災情報受信サービス、タブレットの配布の件でございますが、先日の総合常任委員会、それから先週の当初予算の質問の中でもお答えさせていただきましたとおり、この事業につきましては、既に国庫補助金の内示をいただいておるものでございます。アンケートの結果いかん取り下げるということになりますと、国に対する理由も必要ですし、今までお聞かせいただいた内容は、ほぼさきの常任委員会でも説明させていただいたかと思います。タブレットも実際触っていただきましたし、その中で取り下げるという御意見もいただいておりませんでしたので、当初予算、先ほど可決いただいたところでございますので、そういう考えはございません。

議長（西 昭夫君） これで山本勝喜議員の一般質問を終わります。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の一般質問はこれにとどめ、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、第4日目は3月26日午前9時30分から会議を開き、本日の日程に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

延 会 午後 3時06分